

高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・  
塩江中学校児童生徒送迎スクールバス運行  
業務委託に係る提案公募実施要領

高松市教育委員会 学校教育課

令和7年1月

高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎  
スクールバス運行業務委託に係る提案公募実施要領

1 趣旨

高松市塩江こども園及び高松市立塩江小学校・塩江中学校の児童生徒の通園通学環境の整備及び教育環境の向上を図るため、スクールバスの運行業務を受注する事業者を選定することに伴い、事業者の提案内容や価格等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務名及び運行予定ルート数

ア 業務名

高松市塩江こども園、高松市立塩江小学校・塩江中学校児童生徒送迎スクールバス運行業務委託

イ 運行予定ルート数

5ルート

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行場所

高松市塩江町地内

(4) 履行又は契約期間

契約締結の日～令和12年3月31日（複数年契約）

(5) 委託料上限額

178,585,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5年～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿において、業種「81 運搬・保管」及び営業種目「8102 旅客運送」に登載されている者であること。

(3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に関して同法第4条第1項及び第2項に基づく許可を受けているものであること。

(4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (8) 次の（ア）～（ウ）を全て満たす一般貸切旅客自動車運送事業契約の業務履行実績を有すること。
- （ア）履行期間の始期が、参加申請書等の提出期限日から起算して過去5年以内であるもの。
- （イ）履行期間が1年以上であるもの。
- （ウ）参加申請書等の提出期限日の前日までに履行期間の終期が到来し、履行を完了しているもの又は参加表明書等の提出期限日において履行期間の始期から起算して1年間を経過しており、同期間の履行が完了しているもの。
- (9) 高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領（令和5年1月1日施行）第3条第3項に規定する市内企業又は準市内企業であること。

#### 4 選定スケジュール

交付期間	令和7年1月28日（火）～同年2月19日（水）
参加表明書提出期限	令和7年2月4日（火）午後5時
参加資格選定結果通知	令和7年2月6日（木）
質問書受付	令和7年1月28日（火）～同年2月7日（金）午後5時
質問及び回答書の公表期間	令和7年2月12日（水）～同月19日（水）
企画提案書等受付	令和7年2月13日（木）～同月19日（水）午後5時
審査結果通知	令和7年2月26日（水）以降
見積徴収	令和7年3月5日（水）頃（予定）
契約締結	令和7年3月7日（金）頃（予定）

#### 5 提案公募関係資料の交付

##### (1) 交付資料

- ア 提案公募実施要領（本書）
- イ 仕様書・契約書（案）
- ウ 申請関係様式
- ・参加表明書（様式第1号）
  - ・業務履行実績調書（様式第2号）
  - ・企画提案に係る見積書等（様式第3号の1及び第3号の2）
  - ・委任状（様式第4号）
  - ・質問及び回答書（様式第5号）
  - ・企画提案書（様式第6号の1及び第6号の2）
  - ・車両保管場所及び実働率届出書（様式第7号）
  - ・辞退届（様式第8号）

##### (2) 交付期間

令和7年1月28日（火）から同年2月19日（水）まで

(3) 交付方法

高松市公式ホームページ「もっと高松」上からのダウンロードによる。

URL <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

6 参加表明書等の提出

(1) 提出物

ア 参加表明書

書式 A4判（様式第1号）

提出部数 1部

イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可書又は認可証の写し

書式 A4判

提出部数 1部

ウ 業務履行実績調書及びその添付書類

書式 A4判（様式第2号）

提出部数 各1部（「9（2）事業実績」の審査書類としても取扱う。）

次の（ア）～（ウ）を全て満たす一般貸切旅客自動車運送事業契約の業務履行実績を提出すること。

（ア）履行期間の始期が、参加申請書等の提出期限日から起算して過去5年以内であるもの。

（イ）履行期間が1年以上であるもの。

（ウ）参加申請書等の提出期限日の前日までに履行期間の終期が到来し、履行を完了しているもの又は参加表明書等の提出期限日において履行期間の始期から起算して1年間を経過しており、同期間の履行が完了しているもの。

※ 契約内容が分かる契約書、仕様書等の写しを添付すること。

※ 該当する契約が複数ある場合は、国、地方公共団体又は公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの）の発注に係る履行実績を優先して記載すること。

なお、参加表明書を提出した後、辞退する場合は令和7年2月19日午後5時までに「辞退届」（様式第8号）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年2月4日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

「16」に記載している問い合わせ先へ直接持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。

※ 直接持参の場合は、市役所閉庁日以外の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(4) 参加資格選定結果通知

参加資格の有無については、令和7年2月6日（木）にFAX及び郵送にて通知する。なお、選定した者には選定結果通知書を、選定しなかった者にはそ

の理由も併せて通知する。

## 7 提案等に関する質問の受付及び回答

本要領及び別添仕様書等に関し、不明な点がある場合は、「質問及び回答書」（様式第5号）を提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年2月7日（金）午後5時まで

### (2) 提出方法

「16」に記載してある問い合わせ先へ直接持参により提出すること。

### (3) 回答方法

回答は、当該質問者に対しては、FAX（FAXの通信手段を有しない場合は書面）により、速やかに回答する。

なお、令和7年2月12日（水）に、各質問と回答の内容を、質問者名を伏せて、高松市公式ホームページ「もっと高松」に公開し、公表期間は、同月19日（水）までとする。質問及びこれに対する回答が閲覧に供された場合は、仕様書等と同様、これを熟知の上、企画提案を行わなければならない。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出物

#### ア 企画提案書

提案内容 仕様書に示す内容を満たした上で、「9(2)」の審査項目に留意し企画提案を示すこと。仕様書の内容にそぐわない場合は、「9」の審査対象とはなりません。

書式 A4判（様式第6号の1及び第6号の2）

提出部数 各1部

#### イ 企画提案に係る見積書

書式 A4判（様式第3号の1）

提出部数 1部

※ 所在地、商号又は名称、代表者名、見積金額、件名及び見積年月日を正確に記入し、入札参加資格者名簿申請時に登録した使用印鑑を押印すること。

※ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

※ 代理人の場合、「委任状」（様式第4号）を提出し、「企画提案に係る見積書」に代理人の氏名を記入し押印すること。

※ 「2(5)」に示す委託料上限額を超えないこと。

#### ウ 企画提案に係る見積内訳書

書式 A4（様式第3号の2）

提出部数 1部

※同様式に記載の記入上の注意に従い、作成すること。

※見積の方法の概要は、次のとおりとする。

(ア) 受注予定者所有車両分

平成26年3月31日付け国自旅第628号自動車局旅客課長通知に示す「年間契約」を用いる。実働率については、同通知別添の四国運輸局ブロックの平均実働率54.04%と、企画提案者の実績実働率（令和5年度の実績値に基づき令和6年4月以降に運輸局へ報告した値）との間の値（いずれか高い一方を上限値、他方を下限値とする。）を、年間運賃額の算出に用いる実働率として、企画提案者が設定することとする。

この設定にあたっては、365日と年間運賃額の算出に用いる実働率を乗じて得た日数（小数点以下切捨て）に、1.4を乗じて得た日数（小数点以下切捨て）が、仕様書で定める1年度間当たりの運行予定日数である245日以上となるよう設定すること。

注1 受注予定者所有車両分の見積りに使用する運行日数は365日とする。

(イ) 発注者所有車両分

1日当たりの運行単価（企画提案に係る見積内訳書に記載する金額）×  
運行予定日数（210日）とする。

※ 「1日当たりの運行単価（税抜き）」が「香川県最低賃金（令和6年10月2日～）」×8時間を下回らないこと。

エ 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更届出書の写し（運輸局の受付印のあるもの）

書式 A4判

提出部数 1部

オ 車両保管場所及び実働率届出書

書式 A4判（様式第7号）

提出部数 1部

カ 一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書の写し

※ 令和5年度の実績値に基づき、令和6年4月以降に運輸局へ報告したものの

書式 A4判

提出部数 1部

(2) 提出期限

令和7年2月19日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

「16」に記載してある問い合わせ先へ直接持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）により提出すること。

なお、企画提案書等を提出した後、辞退する場合は令和7年2月19日（水）午後5時までに「辞退届」（様式第8号）を提出すること。

(4) 次のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

ア 連合その他不正な行為によってなされたと認められるもの

- イ 同一の見積りについて2以上の企画提案に係る見積書又は企画提案に係る見積内訳書を提出したもの
- ウ 見積金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
- エ 見積金額を訂正したもの
- オ 企画提案に係る見積書に企画提案に係る見積内訳書が添付されていないもの
- カ 企画提案に係る見積書又は企画提案に係る見積内訳書について市の指定様式以外によるもの
- キ 鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- ク 企画提案に係る見積書に記載された見積金額と企画提案に係る見積内訳書に記載された5年間の見積金額（税抜き）の合計額が不整合であるもの
- ケ 企画提案に係る見積書に記載された見積金額が、「2（5）」の委託上限額を超えるもの
- コ 企画提案に係る見積内訳書に記載された金額に積算誤りのあるもの
- サ 企画提案に係る見積内訳書に記載された記入上の注意に従った方法によらないもの
- シ 市指定様式以外のもの
- ス アからシまでに掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

## 9 企画提案者の審査

### (1) 審査方法

企画提案者の審査は、審査者が提出書類の内容を評価し、評定点が最も高かった企画提案者と契約の交渉を行うものとする（ただし「9（3）」に示す最低基準点を下回る企画提案者を除く。）。なお評定点が同じ企画提案者が2者以上いた場合は、「9（2）8」での評定点が高い企画提案者から順位をつけることとする。

### (2) 審査基準

審査項目		配点	審査事項
1	企業概要	10点	企業規模の適正
2	事業実績	30点	<p>次の（ア）～（ウ）を全て満たす一般貸切旅客自動車運送事業契約の業務履行実績を有すること。</p> <p>（ア）履行期間の始期が、参加申請書等の提出期限日から起算して過去5年以内であるもの。</p> <p>（イ）履行期間が1年以上であるもの。</p> <p>（ウ）参加申請書等の提出期限日の前日までに履行期間の終期が到来し、履行を完了しているもの又は参加表明書等の提出期限日において履行期間の始期から起算して1年間を経過しており、同期間の履行が完了しているもの。</p> <p>※ 業務履行実績調書（様式第2号）の内容について審査する。</p> <p>※ 契約内容が分かる契約書、仕様書等の写しを添付すること。</p>

			※ 該当する契約が複数ある場合は、国、地方公共団体又は公共法人(法人税法別表第1に掲げるもの)の発注に係る履行実績を優先して記載すること。
3	行政処分及び重大事故等の状況	10点	企画提案書等の提出期限日から起算して、過去3年以内での行政処分及び重大事故等の状況
4	安全管理体制	20点	事故防止対策、車両管理及び点検、児童生徒及び市民等への対応、その他安全管理体制に係る提案
5	運行管理体制	20点	運転業務従事者の勤務計画、運転業務従事者への社内研修、その他運行管理体制に係る提案
6	緊急時の対応	20点	事故発生時及び気象警報発表時等の対応、学校との連携、その他緊急時の対応に係る提案
7	運転業務従事者の健康管理等	10点	運転業務従事者の健康管理状況、勤務状況、労働条件、その他運転業務従事者の健康管理に係る提案
8	運行ルートに係る見積金額	30点	高松市塩江こども園、高松市立塩江小・中学校運行ルートに係る金額の適正
合計		150点	

(3) 最低基準点

評定点のうち満点(150点)の6割(90点)を最低基準点とする。

(4) 審査結果の通知及び契約に係る見積徴取

令和7年2月26日(水)以降に書面にて通知する。

審査結果については、高松市公式ホームページ上にて評定点が最も高かった企画提案者名を公開する。当該企画提案者以外の者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総得点については、問い合わせることができる(他の企画提案者に係る事項については、非公開)。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

(5) 契約に係る見積徴取

評定点が最も高かった企画提案者と契約の交渉を行い、契約金額に係る見積徴取を行う。当該企画提案者は速やかに契約に係る見積書及び契約に係る見積内訳書を高松市教育局学校教育課へ提出するものとする。契約方法は「10(2)」、契約金額の算出方法は「10(3)」のとおりとする。なお、上記交渉等が整わなかった場合は、次に得点の高かった企画提案者と契約の交渉を行うことがある。

10 業務委託契約

受注予定者は、本市と提案書をもとに契約を前提とした仕様書の協議を行い、見積徴収を経て、契約を締結する。

(1) 内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

契約は、「契約約款」、「業務委託に関する特約」、「個人情報取扱特記事項」に基づいて行う。

また、受注予定者所有車両分と発注者所有車両分についての契約方法は以下に示す。

ア 受注予定者所有車両分

平成26年3月31日付け国自旅第628号自動車局旅客課長通知に示す「年間契約」を用いる。実働率については、同通知別添の四国運輸局ブロックの平均実働率54.04%と、企画提案者の実績実働率（令和5年度の実績値に基づき令和6年4月以降に運輸局へ報告した値）との間の値（いずれか高い一方を上限值、他方を下限値とする。）との間の値を、年間運賃額の算出に用いる実働率として、受注予定者が、「9（5）」の契約に係る見積徴収において、契約に係る見積内訳書に記載し、決定する。

契約に係る見積内訳書に記載する年間運賃額の算出に用いる実働率の設定にあたっては、365日と年間運賃額の算出に用いる実働率を乗じて得た日数（小数点以下切捨て）に、1.4を乗じて得た日数（小数点以下切捨て）が、仕様書で定める1年度間当たりの運行予定日数である245日以上となるよう設定すること。

なお、年間運賃額の算出に用いる実働率については、原則として当初の決定した値を用いて契約することとするが、四国運輸局ブロックの平均実働率又は受注予定者の実績実働率（運送実施年度の前年度の実績値に基づく運輸局への報告値）の変更に伴い、当初決定した値がそれぞれの値の間の値となくなつた場合は、当該変更時における四国運輸局ブロックの平均実働率と受注予定者の実績実働率（運送実施年度の前年度の実績値に基づく運輸局への報告値）の間の値のうち、当初決定した値に最も近い値を用いることとする。

イ 発注者所有車両分

1日当たりの運行単価による「単価契約」を行う。

運行予定日数は仕様書に示す。

(3) 契約金額

契約金額の算出方法は以下のとおりとする。

ア 受注予定者所有車両分

契約金額の算式は、次のとおりとする。

契約金額 $\alpha$  = [契約に係る見積内訳書に記載された「日車時間運賃額」及び「日車キロ運賃額」 $\times$ 365日 $\times$ X] $\times$ 5年 $\times$ 1.10

※1 X = 「10(2)ア」により決定する実働率。企画提案に係る見積書に記入し、用いた「年間運賃額の算出に用いる実働率」(N)の率

を上限とする。

※2 [ ]内は、円未満の端数を切り上げる。

#### イ 発注者所有車両分

1日当たりの運行単価による「単価契約」で行います。契約金額の算式は、次のとおりとします。

契約単価=[契約に係る見積内訳書に記載された1日あたりの運行単価(契約に係る見積内訳書に記入し、用いた「1日当たりの運行単価」(Y)の値を上限とする)]×1.10

※ [ ]内は、10円未満の端数を切り捨てる。

#### (4) 契約保証金

契約保証金を要する。

(契約保証金の額は、契約金額(単価をもって契約するものの契約保証金は、委託料上限額の総額)の100分の10以上の額とする。)ただし、高松市契約規則第24条各号に該当する場合は減免する。なお、同条第4号に該当する場合においては、契約保証金免除申請書を提出すること。

#### (5) 支払条件

完了払

(毎月の委託業務が完了し、適法の請求を受けてから30日以内に支払をする。)

### 11 失格事項

- (1) 「3」に掲げる参加資格の要件を満たさなくなった者
- (2) 提出期限・提出先・提出方法に適合しない場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他高松市において社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合

### 12 不当要求行為排除について

高松市では、受注者(市との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市の委託事項等に係る暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照のこと。

([http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanrika/index.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html))

### 13 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

業務遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

### 14 留意事項

- (1) 提出後における書類の差替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類の作成・提出及び説明に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等は、企画提案者の審査に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は、高松市に帰属する。
- (7) 参加表明書及び企画提案書を提出した事業者が1者のみの場合においても、当該企画提案者が審査において評定点のうち満点（150点）の6割以上（90点）を獲得した場合には、当該企画提案者と契約の交渉を行うものとする。
- (8) 仕様書については、本要領において定める内容を逸脱しない範囲で、契約時に、特定された企画提案書に応じた仕様書に変更する。

## 15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を高松市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる。  
（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）  
⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com  
書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会。）  
※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則は、いずれも総務局コンプライアンス推進課ホームページに掲載している。  
（<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>）
- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を定め公表しているので、留意すること。

## 16 問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市教育局学校教育課

TEL：087-839-2616、FAX：087-839-2624

E-mail：[gakkyo@city.takamatsu.lg.jp](mailto:gakkyo@city.takamatsu.lg.jp)